



## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次の通り一般事業主行動計画を策定する。

### 記

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

2. 定量的目標

新卒・中途採用において、採用する技術・技能職社員の女性比率を 10%以上とする。

3. 当社の現状・課題

技術職・技能職への女性の応募者が少ない。

(過去 3 年間における技術・技能職の女性入社割合は 7.1%)

4. 取組内容

平成 28 年 4 月～ 技術・技能職種的女性社員を O B 目 クルーナーとして選任し、母校の教授や研究室を訪問、自社を P R する。

採用選考過程にて女性社員に相談できる機会を設ける。

平成 29 年 4 月～ 学生向けパンフレットや会社説明会資料、採用ホームページの内容を見直す。

以上